

2019年9月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
 イオンリート投資法人
 代表者名 執行役員 戸川晶史
 (コード: 3292)

資産運用会社名
 イオン・リートマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 関延明
 問合せ先 取締役 財務企画部長 戸川晶史
 (TEL. 03-5283-6360)

グリーン合同運用指定金銭信託（イオンリートグリーン trusts）による 資金の借入れに関するお知らせ

本日、イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年10月21日に返済期限が到来する借入金156億円のうち33億円の借換え資金に充当するため、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）に関する決定をいたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 資金の借入れ

1. 借入れの内容

区分	借入 予定先 (注1)	借入 予定 金額	利率 (注3)	借入 実行 予定日	借入方法	返済期限	返済方法 (注4)	担保	グリーン ローン 予備 評価
長期	三井住友 信託銀行 株式会社 (信託口)	33億円	未定	2019年 10月21日	左記借入先が組成する合同運用指定金銭信託（愛称：イオンリートグリーン trusts）に基づき、左記借入先と2019年10月17日付で金銭消費貸借契約を締結予定	2022年 10月20日	期限一括 弁済予定	無担保 無保証 予定	Green 1

(注1) 上記借入先が組成する合同運用指定金銭信託（愛称：イオンリートグリーン trusts）に基づき、上記借入先と2019年10月17日付で金銭消費貸借契約を締結する予定です。イオンリートグリーン trustsのスキーム等については、後記「4. イオンリートグリーン trustsについて」をご参照ください。

(注2) 上記借入れは、上記借入先が合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件を全て充足すること等を条件とします。

(注3) 利率については、決定した時点で改めてお知らせします。

(注4) 上記借入れの実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーン合同運用指定金銭信託（イオンリートグリーン trusts）による資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

2. 借入れの理由

イオングループでは、持続可能な社会の発展に向けたグループ全体の方針である「イオンサステナビリティ基本方針」のもと、環境面では、「脱炭素社会の実現」、「生物多様性の保全」、「資源循環の促進」、社会面では、「社会の期待に応える商品・店舗づくり」、「人権を尊重した事業活動の実践」、「コミュニティとの協働」を重点課題に設定し、各課題への対応を進めることで、サステナブル経営を推進しています。

イオングループと連携している本投資法人は、「商業施設等への投資を通じて人々の豊かな生活の実現と地域社会へ貢献すること」を基本理念とし、「地域社会の生活インフラ資産」への投資を通じて中長期にわたる安定した収益の確保を目指しています。そのため、本資産運用会社では、イオングループと連携して、業務全般における ESG への配慮と、そのためのステークホルダーとの協働を図っております。

かかる取組みの一環として、今般、三井住友信託銀行株式会社が組成する合同運用指定金銭信託を利用した資金調達を実施することを決定しました。本件は、ESG 投資に関心の高い投資家層の取り込み、本投資法人の資金調達手段の多様化及びグリーンファイナンス市場におけるプレゼンス向上に資するものと期待されます。

本借入れは、2019年10月21日に返済期限が到来する借入金156億円（注1）のうち33億円の借換え資金に充当します。上記借入金156億円のうち上記借入予定金額33億円を除く123億円については、別途借入（注2）を予定しています。

（注1）当該借入金は、2015年2月25日付「資金の借入れ（金利決定）及び金利スワップの設定に関するお知らせ」、2016年2月23日付「資金の借入れ（借入金額及び利率の確定）に関するお知らせ」、2016年10月18日付「資金の借入れ（借入れの内容の確定）及び金利スワップの設定に関するお知らせ」及び2017年3月24日付「資金の借入れ（借入れの内容の確定）及び金利スワップの設定に関するお知らせ」において公表したものです。

（注2）123億円の別途借入の詳細については、本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ（既存借入金の借換え）」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

33億円

② 調達する資金の具体的な使途

上記2. 記載の借入金の借換え資金に充当します。

③ 支出予定時期

2019年10月21日

なお、本借入れ後の借入金等の状況につきましては、本借入れの詳細が決定した時点で改めてお知らせします。

4. イオンリートグリーントラストについて

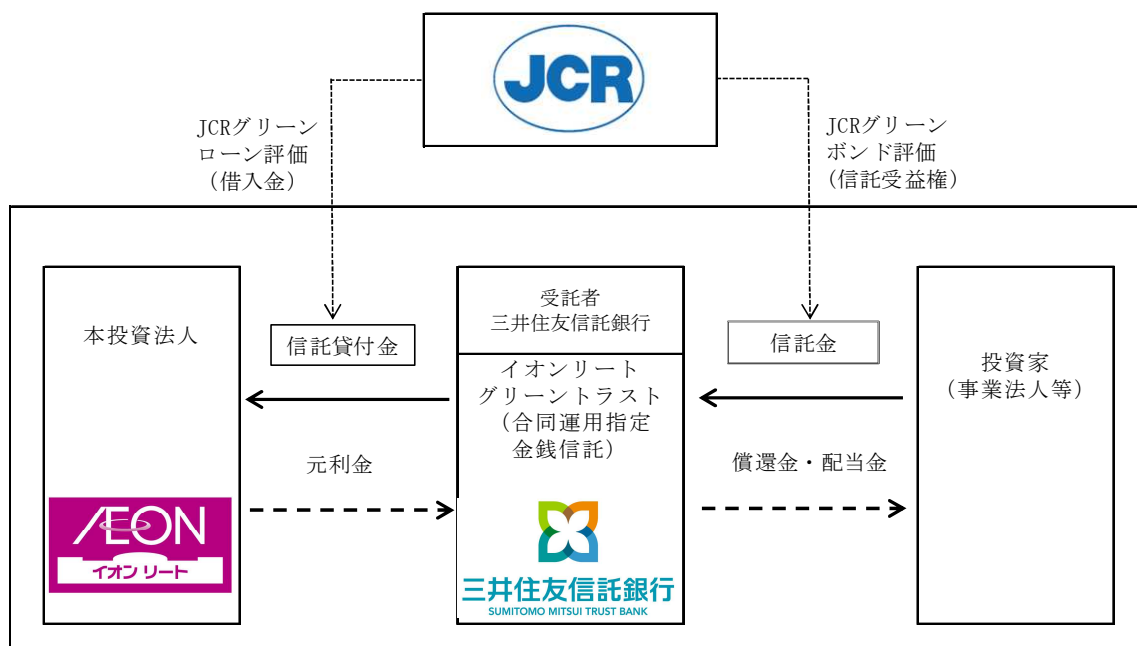
イオンリートグリーントラストとは、本投資法人の「グリーン適格資産」（注1）に係る取得資金、借換え資金等への充当を資金使途とする貸付金で運用されるグリーン合同運用指定金銭信託（愛称：イオンリートグリーントラスト）であり、国際ガイドラインである「グリーンボンド原則」（注2）に準拠したものです。

イオンリートグリーントラストにおける本投資法人への貸付金については、株式会社日本格付研究所（JCR）の「JCRグリーンファイナンス評価」（注3）において、「グリーンローン原則」（注4）への適合性等をふまえ、最上位となる「Green 1」の予備評価をそれぞれ取得しています。

なお、本借入れにて調達した資金は、グリーン適格資産たる「イオンモール甲府昭和」及び「イオンモール鹿児島」の取得資金に充当した借入金の借換え資金に全額充当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーン合同運用指定金銭信託（イオンリートグリーントラスト）による資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

【スキーム概要】



なお、本投資法人は、本件を含むグリーンファイナンス（注5）による資金調達を行う場合、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）にて定める「グリーンファイナンス調達上限」（注6）の範囲内で実施します。

- (注1) 本資産運用会社の「グリーンファイナンス・フレームワーク」（本日付にて公表の「グリーンファイナンス・フレームワーク策定に関するお知らせ」をご参照ください。）において、「グリーン適格資産」は、「DBJ Green Building 認証（3つ星以上）、CASBEE 不動産評価認証（B+ ランク以上）、BELS 評価（3つ星以上）、LEED 認証（Silver、Gold 又は Platinum）、上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価（以下総称して「環境認証」といいます。）のいずれかを取得済み又は取得見込みである新規及び既存の運用資産」と定義されており、これを積極的に取得するとともに、環境認証を取得していない運用資産についても環境性能を向上させる等の取り組みにより、環境認証を取得するよう努めるものとしています。
- (注2) 「グリーンボンド原則」は国際資本市場協会（International Capital Market Association 又は ICMA）により策定されたグリーンボンド発行に係るガイドラインです。「グリーンボンド」とは、地球環境にとって明確な有益性をもつグリーンプロジェクトに充当される資金を、投資法人・株式会社・地方自治体等の発行体が借入するために発行する債券をいいます。
- (注3) 「JCR グリーンファイナンス評価」の詳細は、株式会社日本格付研究所（JCR）のウェブサイト（<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/green/>）をご参照ください。
- (注4) 「グリーンローン原則」はローン市場協会（Loan Market Association 又は LMA）及びアジア太平洋地域ローン市場協会（Asia Pacific Loan Market Association 又は APLMA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインであり、4つの主要項目（①資金使途、②プロジェクト評価と選定プロセス、③資金管理、④レポーティング）から成り立っています。
- (注5) 本資産運用会社において、「グリーンファイナンス」は、借入資金の全額をグリーン適格資産の取得資金、グリーン

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーン合同運用指定金銭信託（イオンリートグリーントラスト）による資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

適格資産の取得に要した借入金の借換資金等の用途に充当することを目的とする借入れ又は投資法人債の発行を総称するものとしています。

(注6)「グリーンファイナンス調達上限」は、「グリーン適格資産の合計取得価額 × (借入金及び投資法人債発行残高 ÷ 総資産額)」にて算出するものとします (2019年8月末日現在の「グリーンファイナンス調達上限」は約1,021億円です。)

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、2019年8月20日提出の有価証券届出書「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 9 投資リスク」に記載の内容から重要な変更はありません。

以上

*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.aeon-jreit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーン合同運用指定金銭信託（イオンリートグリーン trusts）による資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。